

ハイライト:

- ・上場株式等の取得費の特例が平成22年12月31日で終了します
- ・年金形式で受け取る生命保険金について最高裁の判決が出ました

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
証券税制について	1
年金形式で受け取る 生命保険金の二重課 税問題について	2

今年の夏は記録的な猛暑で雨が恋しくなる日もありました。まだまだ暑い日が続くようですので健康に注意したいものです。第43号では前号に続き、平成22年度税制改正等の内容を取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

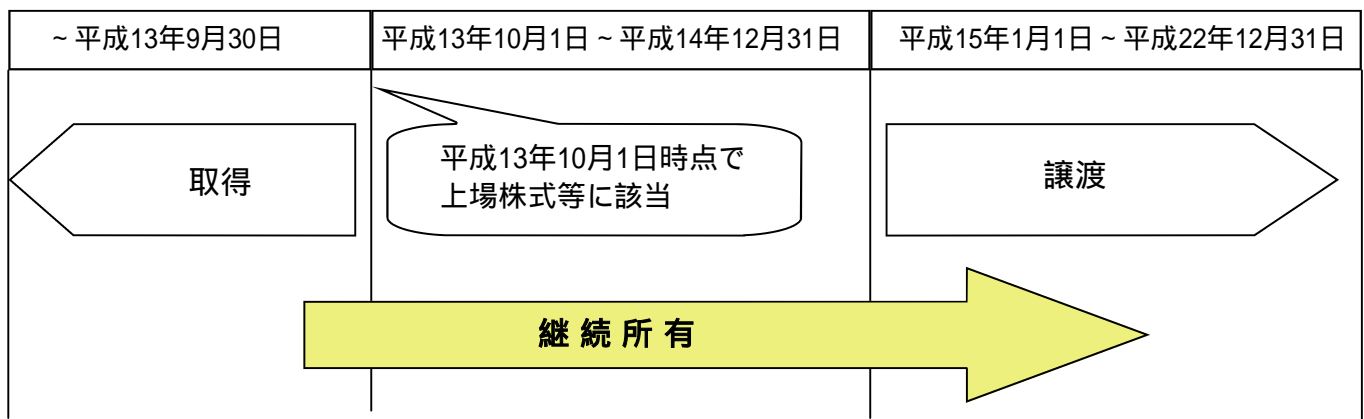
中村 元彦(東京事務所)  
中村友理香(埼玉事務所)



### 証券税制について

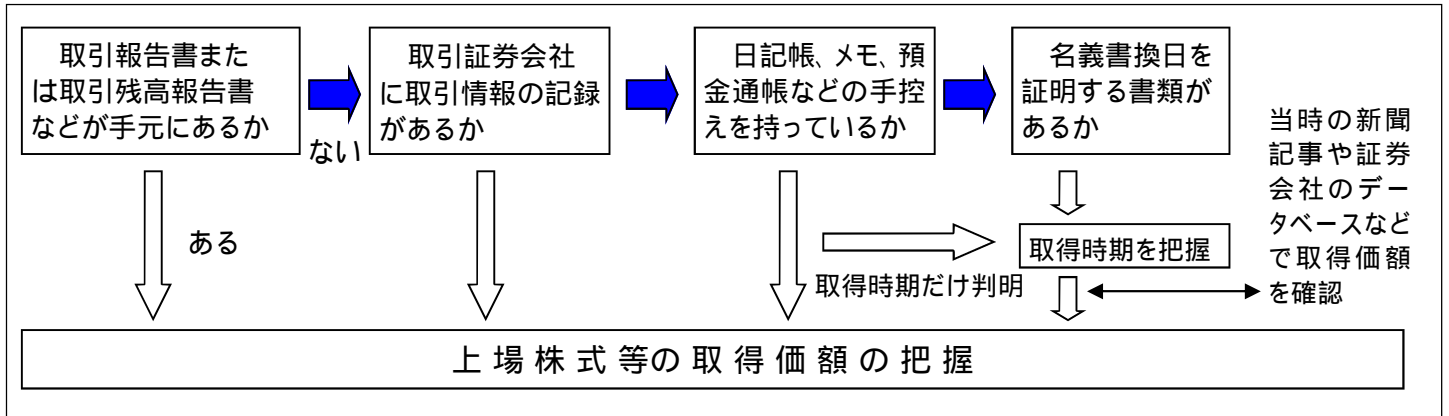
#### 上場株式等の取得費の特例(みなし取得価額)

平成13年9月30日以前に取得し、引き続き保有していた上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、「実際の取得価額」と「みなし取得費」を比較して、いずれか有利な方を選択し、その譲渡損益を計算することができます。



みなし取得価額 = 平成13年10月1日における価額(終値) × 80% (1円未満の端数は切り上げ)  
平成13年10月1日以降、株式分割や併合等があった銘柄は、調整計算後の金額になります。

なお、平成23年1月1日以降、上場株式等の譲渡を行う場合、「みなし取得費の特例」が利用できなくなりますので、何らかの方法で取得価額を把握する必要があります。この場合、次の方法で取得価額を把握することが考えられます。



上記の から のいずれの方法によっても上場株式等の取得価額を把握することができない場合には、譲渡金額の5%相当額を取得費とすることができます。

手帳等に取得の月だけしか記載がない場合には、その月の月中平均株価を取得価額とすることが可能です。

相続により取得した上場株式等の取得価額は、原則として、亡くなった方(被相続人)の取得価額を引き継ぎます。

実際の取得価額よりもみなし取得価額の方が有利の場合には、年内にみなし取得価額の特例を利用する事を検討されてはいかがでしょうか。

## 年金形式で受け取る生命保険金の二重課税問題について

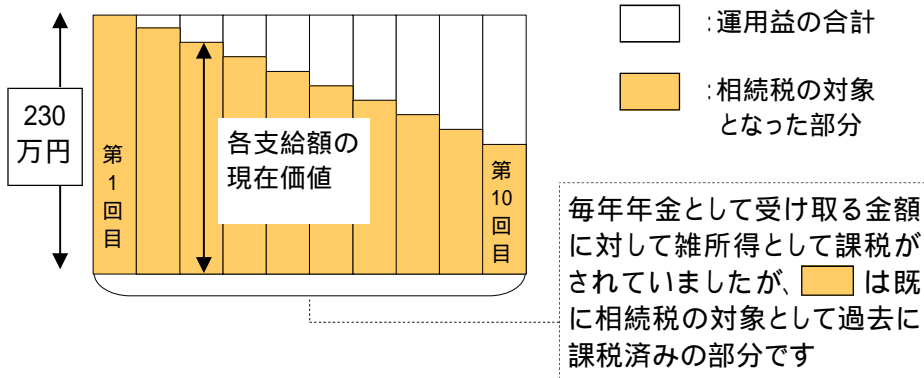
先日新聞紙上を賑わせていましたが、年金受給権に相続税を課税し、年金に所得税を課税することが違法な二重課税か否かで争われていた事件で、平成22年7月6日最高裁判所において、各年の年金支給額のうち相続税の対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとの判決が出ました。

一時金で支払われる死亡保険金には相続税だけが課税されるのに対し、年金形式で支払われる死亡保険年金には、相続税と所得税が課税されることになっています。相続人が取得する年金を受け取る権利「年金受給権」が相続の対象となり、その後の年金受給期間に相続人(受給者)に支払われる各年の年金に対しては、雑所得として所得税が課税されてきました。

最高裁判所の判決により今後の取扱いが変更される予定であり、納めすぎとなっている所得税は納税者自身が更正の請求を行うことにより還付されます。国税庁では判決に基づいて課税の対象とならない部分の算定方法等の対応方法について、今後窓口やHP等において適切に周知をしていくとしています。

相続発生時に年金の受給権として課税され、毎年受けとる年金を雑所得として申告されている方は還付される可能性があります。対応方法がまだ周知されていないため、今後も国税庁等からのお知らせがありましたら、随時季刊誌でも取り上げて参ります。

< 今回の事件の例 >



\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

**税理士法人 舞**  
**中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>